

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	学校教育法第4条第1項				
法令番号	C 2 2 - 0 2 6	根拠条項	0 4 - 1	担当課	私学課
許認可等の種類	通信制高等学校の設置認可				
〔審査基準〕 別紙「通信制高等学校設置認可審査基準」による。					
〔標準処理期間〕 計画書 ・ 学校の開設年度の前々年度の5月31日まで。 ・ 広域通信制課程の開設年度の前々年度の5月31日まで。 ・ 課程又は学科の設置年度の前々年度の12月20日まで。 ・ 学校の収容定員に係る学則変更年度の前々年度の12月20日まで。 申 請 ・ 学校の開設、課程又は学科の設置、若しくは学校の収容定員に係る学則変更年度の前年度の5月31日まで。 認可・不認可 ・ 学校の開設、課程又は学科の設置、若しくは学校の収容定員に係る学則変更年度の前年度の3月31日まで。					

(部局名：環境生活部)

通信制高等学校設置認可審査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校（以下「学校」という。）の設置、学校の課程又は学科の設置、学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）、同法施行令（昭和28年政令第340号）、同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信規程」という。）並びにその他関係法令の規定によるほか、この通信制高等学校設置認可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査する。

(自己評価等)

第2条 学校は、その教育水準の向上を図り、当該学校の目的を実現するため、当該学校の教育活動その他学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 学校は、当該学校の教育活動その他学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学校の設置認可

(名称)

第4条 学校の名称は、当該学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設の高等学校の名称と同一ではなく、又はまぎらわしくないものでなければならない。

(立地条件)

第5条 学校の立地条件は、その位置及び環境等が適切であり、県内外の既存の学校と過剰に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

2 学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程（以下「広域通信制課程」という。）にあつては、県域外において、特段の支障が生じないことが明らかでなければならない。

(規模)

第6条 学校の収容定員は、通信教育の用に供する教育施設（以下「教育施設」という。）ごとの収容定員の合計とし、240人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合は、この限りではない。

2 収容定員は、学校経営の観点を留意した生徒数であり、かつ、生徒数の将来動向及び既存の学校の収容定員等についての状況を考慮した適切な規模でなければならない。

(教諭等及び事務職員の数等)

第7条 実施校（通信規程第3条に規定する実施校）における通信制の課程に係る教頭及び教諭の数等については、通信規程第5条によるものとする。

2 実施校において通信制の課程の事務に従事する専任の事務職員の数は、通信規程第6条によるものとする。

(施設及び設備)

第8条 校地、校舎等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。

2 教育施設は、次に掲げるものとする。

- 一 実施校
- 二 協力校（通信規程第3条に規定する協力校）
- 三 技能連携施設（学校教育法第55条に規定する施設）

3 協力校及び技能連携施設は、生徒の修学に支障がないように実施校との協力・連携を十分保ちうるものでなければならない。

4 実施校の校舎には、通信規程第9条第1項の各号に掲げる施設を備えなければならない。また、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

5 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の面積は、通信規程第8条の規定による。

6 分校は、独立した校舎を有し、実施校に準じた基準を満たさなければならない。

7 独立校における通信規程第9条第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、当該独立校と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する他の高等学校の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

8 施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第9条 実施校の校舎には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具、教具等の設備を備えなければならない。

2 学校には、その規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

3 学校には、その規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

第3章 課程等の設置認可等

（課程の設置認可）

第10条 課程の設置の認可については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合、「学校」を「課程」と読み替える。

（学科の設置認可）

第11条 学科の設置の認可については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合、「学校」を「学科」と読み替える。

（収容定員に係る学則変更認可）

第12条 学校の収容定員に係る学則変更の認可については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合、「学校の設置」を「学校の収容定員に係る学則変更」と読み替える。

（広域の課程を置く学校に係る学則変更認可）

第13条 広域の課程を置く学校に係る学則変更の認可については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合、「学校の設置」を「広域の課程を置く学校に係る学則変更」と読み替える。

第4章 申請手続及び標準処理期間

（学校の設置認可）

第14条 学校の設置認可を受けようとするもの（以下この条において「申請者」と言う。）は、開設年度の前々年度の5月31日（5月31日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、別に定める学校設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。

2 前項の学校設置計画書の内容に変更を生じた場合は、別に定める学校設置計画変更協議書を速や

かに県の担当機関に提出しなければならない。

- 3 県の担当機関は、学校設置計画書を受理したときは、三重県私立学校審議会に報告するものとする。
- 4 申請者は、別に定める学校の設置認可申請書（関係書類を含む。以下この条において「申請書」という。）を開設年度の前年度の5月31日までに、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 6 知事は、学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（課程又は学科の設置認可）

第15条 課程又は学科の設置認可を受けようとするもの（以下この条において「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の12月20日（12月20日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、学校設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。

- 2 前条第2項、第4項、第5項及び第6項の規定は、課程又は学科の設置認可の場合に準用する。この場合、「学校」を「課程」又は「学科」と読み替える。

（学校の収容定員に係る学則変更認可）

第16条 前条の規定は、学校の収容定員に係る学則変更の認可に準用する。この場合、「課程又は学科の設置認可」を「学校の収容定員に係る学則変更の認可」に読み換える。

（広域の通信制課程を置く学校に係る学則変更認可）

第17条 第14条の規定は、広域の通信制課程の設置に係る学則変更の認可に準用する。

附 則

- 1 この審査基準は、平成14年10月18日から施行する。
- 2 この審査基準の施行日までに提出された申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この審査基準は、平成16年8月20日から施行する。
- 2 この審査基準の施行日までに提出された申請については、なお従前の例による。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。